

まちづくり ニュース



ホームページ

<http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Icho/3732/>



105号
2009年1月19日

ときわ台の景観を守る会
ときわ台まちづくり委員会
代表 鈴木博之 近藤洋子
事務局 島田晴子 tel・fax 3960 - 3869

協力金振込先 郵便局00110-3-739728 ときわ台の景観を守る会

○ 藤和マンション問題 行政訴訟へ

昨年12月26日、常盤台住民34名は踏み切り際の藤和マンションについて、行政不服訴訟を提起しました。

前置主義である建築審査会を経て、あのような道幅4mもない場所に、法を曲解してまで無秩序に大規模建築物を建てることを許す現在の制度に異議を唱えたいと思います。

建築審査の請求人51人の中から原告を決めるに当り、資金の都合上、原則1番地に一人と絞りました。その結果じかに被害を受ける近隣住民の方以外に、常盤台一・二丁目全体に原告が散在することになりましたが、法的保護に値する「景観利益」を認められている常盤台住民として、原告適格は十分認められると思います。

近隣では、今は2時になると庭が暗くなってしまい、改めて被害を実感しているそうです。

○ 新宿区「タヌキの森」裁判 住民の全面勝訴

1月15日の毎日新聞によれば、新宿区下落合の住民が起した行政訴訟で、タヌキも住むような森を伐採し、3月には完成する予定だったマンションの建築確認を無効とする高裁の判決が言い渡され、新宿区の逆転敗訴となった。

住民は上告しないよう、区に働きかけている。またこの行政訴訟では、建築課の一部を除き、区長や他の部署では住民に好意的であったという。常盤台も「区イコール悪者」という図式に陥らず、是々非々主義で行政訴訟に臨みたいと思う。良心的な職員もいるに違いないのだから。下落合住民のHPは下記に。

<http://www.jsc-com.net/shimoochiai/top.ht>

○ 日弁連、常盤台調査に来訪

(12月8日、常盤台を訪れた9人の弁護士代表の方にコメントを依頼しました。)

常盤台のまちづくりとマンション紛争について、先日日弁連公害対策・環境保全委員会(大気・都市環境部会)で調査させていただき、ありがとうございました。

まず、常盤台のまちづくりについて、クルドサックやフットパスなども含め、ヒューマン・スケールの優れた都市計画には感銘を受けました。広場毎に、植栽など更に個性を出したり(これについては行政が資金を出すべきです)、名建築は、景観重要建造物に指定(景観法)すれば、観光資源にもなるまちなみですね、

さて、第1種低層住居専用地域は良好な住環境が保全されているが、(近隣)商業地域については、規制が弱く、高層マンションが無秩序に建つことにより、景観と住環境が破壊されるという問題は、我が国の都市計画法や建築基準法が抱える根本的問題で、京都でも07年に新景観政策が実現するまでは、町家の横に、11階建てのマンションがあちこちで建てられてしまいました。

2010年には、都市計画法の抜本的改正が予定されており、「建築自由の原則」を「建築調和の原則」に転換させることが、最重要課題です。

また、当面の対策としては、地区計画を是非実現していただくことを期待しております。

弁護士 飯田昭(京都弁護士会所属。日弁連公害対策・環境保全委員会委員)

行政評価への批判に対する投書

一〇三号の板橋区の行政評価委員について批判した記事について、二丁目のHさんからFAXを頂きました。Hさんは六人の評価委員のうち、昨年度公募で選ばれた唯一の区民。決して区から依頼されたお手盛り人事ではないとの抗議でした。

Hさん個人としては正当に応募し、選ばれ、真面目に任務を果たしているのに、お手盛りと言われたのは心外だったに違いありません。その意味では申し訳なかったと思いますが、私達がお手盛りと批判したのは、こういう仕組みそのものであり、個人的なものではありません。

そもそもたった一人の公募区民の参加によるものが、果たして外部評価といえるでしょうか。改めて「行政評価結果」(なんと一四一〇円!)を見ると、ますます疑問が膨らんでいきます。一次評価は所管課長がやり(殆どA評価)、二次が評価委員会がするのですが、議事録によると向こうが選んだものについてするのは、委員の中には元副区長も入っています。そして三次の最終結果はまた行政内部が行います。一般区民の客観的評価とは程遠いと言わねばなりません。

こうなると今はHさんに頑張ってもらわしかありません。任期があと一年あるようですが、その後も、オンブズマン制度など(もしあれば)で厳しく板橋区を見守ってほしいものです。できれば協力したいと思います。

常盤台公園の花づくり

クリスマスローズが蕾をもたげてきました。新しい葉も出てくることでしょう。バラの肥料をみどりと公園課から配布してもらい、寒肥を施しました。二月までに剪定をします。専門家の派遣を依頼してみましたが、区ではバラについてはそのような制度はないということでした。

前野町の常楽院の蠟梅が盛りだそうです。長瀬の宝登山も有名です。この公園にもロウバイは一本ありますが、花付きはいいまいち。ヒヨドリが食べていると言う話ですが・・・

クリスマスキャロル

十二月二一日(日)五時十五分から、ときわ台駅北口ロータリーで約三十分、聖歌隊のクリスマスキャロルの歌声が響きました。

例年のようにキャンドルサービスが行われましたが、折り悪しく強風の中で、何度も吹き消されることも。そのつど、隣の人の灯をうつさせてもらったり、手で囲ったりしました。灯をともしず行為は、何か大切で、はかないものを守り続ける行為に似て、難しさと同時に暖かさを感じました。

キャンドルサービスというものは、じかに燃える火に接する事の少ない都会人にとって、貴重な体験のようでした。

龍谷大学学生の研修旅行

昨年二度目の来訪があつた京都の龍谷大学法学部の学生達が、また常盤台を勉強に訪れる予定。詳細は次号で。

新年を迎えて

二〇〇九年、常盤台のまちづくり運動も七年目になろうとしています。

タカラレーベンから始まったマンション紛争や駅前の景観問題は、景観ガイドラインが間に合わなかった藤和マンションに対する行政訴訟へと発展。二度も裁判を頑張っているのは、この街を愛すればこそですが、納得できないことが知らないうちに身近で行われてしまうような社会であつてはならないという正義感からでしょうか。

景観ガイドラインもしゃれ街協議会によって今のところ順調に施行されているようですが、法的拘束力を持つ地区計画へと発展するべきか、景観法による景観地区への道を選ぶのか、いずれ考えどころがやってきました。図書館の移転ないし改築の問題も差し迫ってきています。そのような時に、住民の意見を反映する場として、このニュースが役立っていくことを確信しています。

今年も宜しくご協力お願い致します。

定例会 二月十四日(土) 七時

一・二丁目町会事務所